

## 介護給付適正化に向けた取組目標、実施内容等

狛江市

## 現状と課題（第7期介護給付適正化計画における実施状況等）

- ・介護認定の適正化については、業務分析データ等を基に当市の評価を行い、その結果を審査委員及び調査員と情報共有を行った。審査判定の手順については、統一が図れているが、考え方や審査会ごとのばらつきがあり、平準化が課題と言える。今後も、業務分析データを活用し、適正化に努める。また、申請者から主治医に現状を詳細に伝えるツールとして、主治医意見書作成のための質問票を作成した。その結果、徐々に審査資料に反映され、適切な審査判定につながっていると考える。
- ・ケアプラン点検については、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働により、2事例の点検(ケアプランの事前チェック、面談)を実施した。ガイドラインの理解度の差、作成する介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員の負担が大きいことが課題である。
- ・住宅改修等点検については、住宅改修等事業者に対して、窓口等で介護保険住宅改修の趣旨、手続き等を説明し、普及啓発に努めた。新規の事業者への制度周知、訪問調査の選定・実施方法の検討が課題である。
- ・縦覧点検・医療情報との突合については、未実施項目を確認し、処理方法について検討を行った。確認する帳票の選定、点検方法の検討が課題である。
- ・介護給付費通知については、年2回、半年間の給付状況等を利用者に通知した。より効果的に行うため、実施内容や方法等について、毎年度検討している。
- ・給付実績の活用については、システムを活用し、居宅介護支援事業者に福祉用具貸与等の状況の確認を行った。全件確認することは困難であることから、他の状況も勘案した、より効果的と考えられる対象者等の選定方法が課題である。

地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴  
(要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等)介護給付  
適正化全般

- ① 第一号被保険者の調整済みの要支援・要介護認定率は、平成31年度時点で19.7%であり、全国平均の18.4%、東京都平均の19.3%と比較して、わずかだが上回っている。
- ② 施設系サービスの受給率は2.3%と、全国平均2.8%、東京都平均2.4%と比べてわずかに少ないが、居住系サービス(市2.3%、全国1.3%、東京都1.9%)と在宅サービス(市10.6%、全国9.8%、東京都9.6%)については、全国や東京都平均と比べて上回っている。
- ③ 受給者1人あたり給付月額では、利用が少ないサービスを除くと、狛江市では訪問看護、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援が全国平均と比べて上回っている。

介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方  
(優先的・積極的に実施する事業、重点事項等)

- ① ケアプラン点検は、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用し、リ・アセスメント支援シートの作成や面談を通して、利用者の自立支援(楽しみのある生活の実現)に資するケアマネジメントの達成や介護支援専門員の気づきを促すことを目指す。
- ② 縦覧点検や給付実績の活用についても、福祉用具、居宅介護支援等の全国平均と比べて受給者1人あたりの給付額が多いサービスに関する帳票を中心に確認する。

| 事業名                         | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法   |
|-----------------------------|----|--|
| 要介護認定の適正化                   | 3  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は感染症拡大予防により調査数が少なかったことに伴い、審査件数が少なく、審査会が流会になることも多かったため、審査手順の確認を重点的に行う。また、審査委員の改選時期であり、統一的な審査判定を維持できるよう努める。</li> <li>・調査員については、調査項目を適切に判断できるよう努める。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員の改選後も、円滑に審査判定が行われるよう適切な情報提供を行う。</li> <li>・調査員の定例会で、調査員が選択を間違いややすい項目を抽出して定義の確認を繰り返し行い、適切な審査判定につながるよう質の向上を図る。</li> </ul>   |
|                             |    | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改選後の審査会ごとの審査判定の傾向・特徴を把握し、適正化した状態を維持する。</li> <li>・適切な審査判定につながるよう、調査特記事項の充実を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務分析データを定期的に確認し、審査判定の平準化について適切性を評価する。</li> <li>・適正化した状態を維持できるよう、評価結果を審査委員、調査員に、審査委員部会長会や調査員定例会にて、情報共有していく。</li> </ul>  |
| 全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される。 | 4  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員の改選時期のため、統一的な審査判定を維持すると共に、審査判定の傾向・特徴に関する分析結果を基に、当市の特徴を踏まえた上で、東京都・全国とのばらつきの解消を図る。</li> <li>・委託調査員についても、調査項目を適切に判断できるよう努める。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務分析データを活用し、客観的に当市の特徴を把握し、課題の抽出を行う。全国一律の基準に基づいた審査判定が行われるよう、審査委員部会長会等で情報共有し、手順及び考え方の統一を図る。</li> <li>・委託調査員の調査内容についても平準化を目指し、選択を間違いややすい調査項目の判断基準となる定義の捉え方等、情報提供を行う。</li> </ul>   |
|                             |    | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保険者と介護支援専門員が共に行つゝアマニシメントの質の向上ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul> |
|                             | 5  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul>   |

| 事業名   | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法   |
|---|----|--|
| ケアプラン点検   | 3  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保険者と介護支援専門員が共に行つゝアマニシメントの質の向上ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul> |
|   |    | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul>   |
| 事業実施の基本的考え方   | 4  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul>   |
|   |    | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul>   |
| 保険者と主任介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、より自立支援に資する、ケアマネジメントの質の向上を図る。 | 5  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul>   |
|   |    | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。</li> <li>・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は主任介護支援専門員と協働でケアプラン点検を実施する。</li> <li>・主任介護支援専門員連絡会において、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対して研修を開催する。</li> <li>・点検を受けた介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員にアンケート調査の実施する。</li> <li>・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。</li> </ul>   |

| 事業名   | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法   |
|---|----|--|
| 住宅改修・福祉用具点検   | 3  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に普及啓発する。</li> <li>・申請内容の精査により、確認を要する案件を選定し、効果的な訪問調査となるよう検討を図る。</li> <li>・福祉用具貸与における貸与価格や、軽度の要介護者の利用について適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口等を通じて、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発し、マニュアルを配布する。</li> <li>・住宅改修施行事業者に介護保険住宅改修の趣旨、手続き等説明する機会を設ける。</li> <li>・住宅改修等の訪問調査を実施する。可能な限り事業者や利用者の家族等にも同行を求める。</li> <li>・福祉用具貸与について、システム等を活用し、疑義のある案件を抽出して事業者等に確認をとる。</li> </ul> |
| 事業実施の基本的考え方   | 4  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に普及啓発する。</li> <li>・申請内容の精査により、確認を要する案件を選定し、効果的な訪問調査となるよう検討を図る。</li> <li>・福祉用具貸与における貸与価格や、軽度の要介護者の利用について適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口等を通じて、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発し、マニュアルを配布する。</li> <li>・住宅改修施行事業者に介護保険住宅改修の趣旨、手続き等説明する機会を設ける。</li> <li>・住宅改修等の訪問調査を実施する。可能な限り事業者や利用者の家族等にも同行を求める。</li> <li>・福祉用具貸与について、システム等を活用し、疑義のある案件を抽出して事業者等に確認をとる。</li> </ul> |
| 利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発等を図る。 | 5  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に普及啓発する。</li> <li>・申請内容の精査により、確認を要する案件を選定し、効果的な訪問調査となるよう検討を図る。</li> <li>・福祉用具貸与における貸与価格や、軽度の要介護者の利用について適正化を図る。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口等を通じて、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発し、マニュアルを配布する。</li> <li>・住宅改修施行事業者に介護保険住宅改修の趣旨、手続き等説明する機会を設ける。</li> <li>・住宅改修等の訪問調査を実施する。可能な限り事業者や利用者の家族等にも同行を求める。</li> <li>・福祉用具貸与について、システム等を活用し、疑義のある案件を抽出して事業者等に確認をとる。</li> </ul> |
| 事業名   | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法   |
| 縦覧点検・医療情報との突合                                       | 3  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検を実施する。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。</li> <li>・点検した帳票をもとに、疑義のある案件について、事業者等に確認を行う。</li> </ul>   |
| 事業実施の基本的考え方   | 4  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検を実施する。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。</li> <li>・点検した帳票をもとに、疑義のある案件について、事業者等に確認を行う。</li> </ul>   |
| 請求内容の確認により、誤請求及び医療との重複請求を防ぎ、適正な報酬請求を促す。             | 5  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検を実施する。</li> <li>・点検の効率性を高め、点検実施件数を増やす。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。</li> <li>・点検した帳票をもとに、疑義のある案件について、事業者等に確認を行う。</li> </ul>   |

| 事業名  | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法  |
|--|----|---|
| 介護給付費<br>通知  | 3  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。</li> <li>・検討結果をもとに介護給付費通知の改善を図る。</li> <li>・年度内に2回、全受給者に対して通知する。</li> </ul>   |
|  |    | <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文や介護保険制度に関する文書を同封する。</li> <li>・実施内容を検証し、より効果を上げる方法を検討する。</li> <li>・検討結果に基づいて実施する。</li> <li>・介護支援専門員に対して利用者への説明協力を求める。</li> </ul>                      |
| 事業実施の<br>基本的考え方  | 4  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。</li> <li>・検討結果をもとに介護給付費通知の改善を図る。</li> <li>・年度内に2回、全受給者に対して通知する。</li> </ul>   |
|  |    | <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文や介護保険制度に関する文書を同封する。</li> <li>・実施内容を検証し、より効果を上げる方法を検討する。</li> <li>・検討結果に基づいて実施する。</li> <li>・介護支援専門員に対して利用者への説明協力を求める。</li> </ul>                      |
|  | 5  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。</li> <li>・検討結果をもとに介護給付費通知の改善を図る。</li> <li>・年度内に2回、全受給者に対して通知する。</li> </ul>   |
| 受給者に対し<br>て、事業者から<br>の請求及び給付<br>状況を通知する<br>ことにより、自<br>ら受けている<br>サービスを改め<br>て確認すること<br>で、適切なサー<br>ビス利用の普及<br>啓発を図る。 |    | <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文や介護保険制度に関する文書を同封する。</li> <li>・実施内容を検証し、より効果を上げる方法を検討する。</li> <li>・検討結果に基づいて実施する。</li> <li>・介護支援専門員に対して利用者への説明協力を求める。</li> </ul>                      |
|  |    |   |
| 事業名  | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法  |
| 給付実績<br>の活用  | 3  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績を活用し、ケアプラン策定の意図を事業所に確認することで、不適切な給付の是正や、介護費用の効率化、より自立支援に資するケアプランの策定につなげる。</li> <li>・事例の抽出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の事務負担や臨時的な取扱いの有無等も考慮する。</li> </ul> |
|  |    | <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が導入している介護給付適正化支援システム等の活用により、過誤の必要性が高い給付、不必要と思われる給付、特に過剰な可能性がある給付等を抽出し、事業所に確認をとる。</li> <li>・国保連主催のシステム研修会を受講してシステムの理解を深め、担当で共有する。</li> </ul>            |
| 事業実施の<br>基本的考え方  | 4  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績を活用し、ケアプラン策定の意図を事業所に確認することで、不適切な給付の是正や、介護費用の効率化、より自立支援に資するケアプランの策定につなげる。</li> <li>・事例の抽出にあたっては、介護保険事業計画を策定する際に参考となる事例が抽出できるかどうかという視点も考慮する。</li> </ul>  |
|  |    | <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が導入している介護給付適正化支援システム等の活用により、過誤の必要性が高い給付、不必要と思われる給付、特に過剰な可能性がある給付等を抽出し、事業所に確認をとる。</li> <li>・国保連主催のシステム研修会を受講してシステムの理解を深め、担当で共有する。</li> </ul>            |
|  | 5  | <p>○取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績を活用し、ケアプラン策定の意図を事業所に確認することで、不適切な給付の是正や、介護費用の効率化、より自立支援に資するケアプランの策定につなげる。</li> <li>・事例の抽出にあたっては、介護保険事業計画を策定する際に参考となる事例が抽出できるかどうかという視点も考慮する。</li> </ul>  |
| 国保連から提供<br>された給付実績<br>を活用すること<br>により、適切な<br>サービス提供と<br>介護費用の効率<br>化、ケアマネジ<br>メントの質の向<br>上を図る。                      |    | <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が導入している介護給付適正化支援システム等の活用により、過誤の必要性が高い給付、不必要と思われる給付、特に過剰な可能性がある給付等を抽出し、事業所に確認をとる。</li> <li>・国保連主催のシステム研修会を受講してシステムの理解を深め、担当で共有する。</li> </ul>            |
|  |    |   |